

凡例・用語

【 凡 例 】	
○信書便関係	
「法」又は「信書便法」・・・民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）	
「郵便法」・・・・・・・・・・郵便法（昭和22年法律第165号）	
「規則」又は「施行規則」・・・民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成15年総務省令第27号）	
「審査基準」・・・・・・・・・・民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準（平成15年総務省訓令第9号）	
※ 内容は、令和6年4月1日現在	
○貨物運送事業関係	
「事業法」・・・・・・・・・・貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）	
「利用運送法」・・・・・・・・・・貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）	
「施行規則」・・・・・・・・・・貨物自動車運送事業法施行規則（平成2年運輸省令第21号）	
「利用運送規則」・・・・・・・・・・貨物利用運送事業法施行規則（平成2年運輸省令第20号）	
「報告規則」・・・・・・・・・・貨物自動車運送事業報告規則（平成2年運輸省令第33号）	
「利用運送報告規則」・・・貨物利用運送事業報告規則（平成2年運輸省令第32号）	
※ 内容は、令和6年4月1日現在	
○その他	
「行審法」・・・・・・・・・・行政不服審査法（平成26年法律第68号）	
「行手法」・・・・・・・・・・行政手続法（平成5年法律第88号）	
「行訴法」・・・・・・・・・・行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）	
※ 内容は、令和6年4月1日現在	

【 用 語 】	
信書	郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項に規定する信書（特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書）【P.121】をいう。
信書便	他人の信書を送達すること（郵便に該当するものを除く。）をいう。
信書便物	信書便の役務により送達される信書（その包装及びその包装に封入される信書以外の物を含む。）をいう。
一般信書便事業	信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業であって、その提供する信書便の役務のうち一般信書便役務【P.10】を含むものをいう。
一般信書便事業者	一般信書便事業を営むことについて法第6条の許可を受けた者をいう。
特定信書便事業	信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業であって、その提供する信書便の役務が特定信書便役務【P.20】のみであるものをいう。
特定信書便事業者	特定信書便事業を営むことについて法第29条の許可を受けた者をいう。
外国信書便事業者	外国の法令に準拠して外国において信書の送達の事業を行う者をいう。